

議第109号

高山市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例について

高山市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年12月1日提出

高山市長 田中 明

提案理由

卸売市場法の改正に伴い改正しようとする。

高山市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

高山市公設地方卸売市場業務条例(昭和49年高山市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(卸売予定数量等の公表) 第37条・第38条 (略)	(卸売予定数量等の公表) 第37条・第38条 (略) <u>(食品等持続的供給法に係る公表)</u> <u>第38条の2 指定管理者は、インターネットの利用その他の適切な方法により、次に掲げる事項を公表しなければならない。</u> <u>(1) 取扱品目のうち食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。)第42条第1項に規定する指定飲食料品等(取扱予定のないものを除く。)</u> <u>(2) 前号に基づき公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標</u> <u>(3) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容</u>
附 則 (直営管理) 3 令和7年4月1日から規則で定める日までの間については、第65条から第67条までの規定にかかわらず、市場施設の管理に関する業務については市長が行うものとする。この場合において、第36条第3項、第53条の2第1項及び第61条第2項中「市長及び指定管理者」とあるのは「市長」と、第36条第1項及び第2項、第38条第1項及び第	附 則 (直営管理) 3 令和7年4月1日から規則で定める日までの間については、第65条から第67条までの規定にかかわらず、市場施設の管理に関する業務については市長が行うものとする。この場合において、第36条第3項、第53条の2第1項及び第61条第2項中「市長及び指定管理者」とあるのは「市長」と、第36条第1項及び第2項、第38条第1項及び第

2項、第46条第1項及び第2項、第50条、
第51条、第59条第2項並びに第60条中
「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替
えてこの条例を適用するものとする。

2項、第38条の2、第46条第1項及び第
2項、第50条、第51条、第59条第2項
並びに第60条中「指定管理者」とあるのは
「市長」と読み替えてこの条例を適用するも
のとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。